

京都工芸繊維大学産学連携協力会会則

平成8年9月30日制定
平成16年4月27日改正
平成21年6月9日改正
平成27年6月2日改正
平成29年6月15日改正
平成30年6月19日改正
令和3年6月16日改正

(名称)

第1条 この会の名称は、京都工芸繊維大学産学連携協力会（以下「本会」という。）とする。

(目的)

第2条 本会は、京都工芸繊維大学が行う次に掲げる産学連携活動について、財政的支援及び交流事業に有益な提言をすることを目的とする。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究の実施
- (2) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修の実施
- (3) 企業等に対する科学技術相談、学術・技術情報の提供及び技術交流
- (4) 企業等との人材育成及び交流
- (5) 国際研究連携
- (6) その他産学連携活動のために必要な事業

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同する企業等
- (2) 特別会員 顧問及び本会の趣旨に賛同する各種団体並びに京都工芸繊維大学関係者

(役員及び任務)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長 若干名 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事 若干名 理事は、本会の運営にあたる。
- (4) 監事 2名 監事は、本会の会計監査を行う。

2 会長は、京都工芸繊維大学長をもって充てる。

3 副会長、理事及び監事は、総会で選出された各種団体の代表者及び企業等の代表者並びに京都工芸繊維大学関係者をもって充てる。

4 副会長、理事及び監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第5条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第6条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し決定する。

3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(役員会)

第7条 役員会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 役員会は、本会の運営に関する事項及び総会に付議する事項を審議し決定する。

3 役員会は、役員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

4 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(会計)

第8条 本会の収入は、会費及びその他の収入とする。

2 収入の用途は、第2条の目的の達成及び本会の運営のための経費に充てるものとする。

3 正会員の会費は、年間1万円とし、年度始めに納入するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、新規加入の正会員の会費は、入会后速やかに納入するものとする。

5 特別会員の会費は徴収しないものとする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、京都工芸繊維大学研究推進・産学連携課内に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、総会又は役員会の議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成8年9月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 6 月 16 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。